

議案第100号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の
 特殊勤務手当に関する条例及び大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手
 当に関する条例の一部改正)

第1条 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊
 勤務手当に関する条例（令和2年大阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる
 規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25 年法律第261号）第24条第5項及び職員の給 与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29 号）第14条第2項の規定に基づき、<u>病原体 がベータコロナウイルス属のコロナウイル ス（令和2年1月に、中華人民共和国から 世界保健機関に対して、人に伝染する能力 を有することが新たに報告されたものに限 る。）である感染症（以下「新型コロナウ イルス感染症」という。）</u>により生じた事態に 対処するための作業に従事する職員の特殊 勤務手当に関する事項を定めることを目的 とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25 年法律第261号）第24条第5項及び職員の給 与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29 号）第14条第2項の規定に基づき、<u>新型コ ロナウイルス感染症を指定感染症として定 める等の政令（令和2年政令第11号）第1 条に規定する新型コロナウイルス感染症</u> （以下「新型コロナウイルス感染症」とい う。）により生じた事態に対処するための作 業に従事する職員の特殊勤務手当に関する 事項を定めることを目的とする。</p>

(大阪市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 大阪市国民健康保険条例（昭和36年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる
 規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>[1～3 略]</p> <p>4 第4条各号に掲げるもののほか、給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u>である感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、保険給付として、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、当該被保険者が労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日（以下この項から附則第6項までにおいて「支給基準日」という。）から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。ただし、支給基準日が市規則で定める日後であるときは、この限りでない。</p> <p>[5～15 略]</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>[1～3 同左]</p> <p>4 第4条各号に掲げるもののほか、給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症</u>（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、保険給付として、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、当該被保険者が労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日（以下この項から附則第6項までにおいて「支給基準日」という。）から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。ただし、支給基準日が市規則で定める日後であるときは、この限りでない。</p> <p>[5～15 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年3月4日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正等に伴い、規定を整備するため、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例及び大阪市国民健康保険条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。